

介護医療院への転換に伴う準備状況について

R5. 8. 25 西伯病院

1 現在までの主な動き

- ありかた協議会（R4. 9. 2）で議論
- 令和4年度3月定例議会一般質問で、事業管理者が転換のメリットについて答弁。
- 大山リハビリテーション病院、安来第一病院の介護医療院を視察
- 地域医療構想調整会議（R5. 7. 2）で院長が経営強化プランの概要及び介護医療院設置に伴う病床数の変更について説明し承認。

2 介護医療院の設置に向けた準備状況

(1) 療養病床の病床数の変更

現在の療養病床50床（医療療養病床34床、介護療養型医療施設16床）を医療療養病床30床及び介護医療院（定員16人）再編する。その結果、療養病床は20床削減となる。

○現在

○R6.4.1~

3 B 病 棟	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	31	32	33	34	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16



3 B 病 棟	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	31	32	33	34	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	廃止	廃止	廃止	廃止

※R4.10.1 医療療養 30床→34床 介護療養 20床→16床

医療療養1
  介護療養
  医療療養1
  介護医療院

(2) 部屋数

定員16人の内訳として、個室4室、2床室2室、4床室2室 を整備する。(別紙①参照)

(3) 整備内容、費用

介護医療院の施設基準に適合するため、所要の整備をする。(別紙①のとおり)

① 施設改修、備品設置に要する経費 (間仕切り、家具、ソファベッド、チェスト等設置)	約 22,100 千円
② 介護支援システム「ライブコネクト」導入経費 全室導入 (各種センサー、モニタシステム等設置)	約 7,500 千円
③ 電子カルテシステム 介護医療院システム改修費	約 2,500 千円

(4) 補助金の活用

上記整備に伴い補助金を活用する。

①転換に伴う助成制度		②介護ロボット導入支援事業
病床転換助成事業補助金	地域医療介護総合確保基金	
医療療養病床を介護医療院等に転換した場合の費用を助成	介護療養病床等を介護医療院等に転換した場合の費用を助成	介護現場の現状を踏まえ、職員の負担軽減や業務効率化を図る ICT 機器等の導入経費について助成
(個室)	(多床室 2床室) (多床室 4床室)	全 16 室
申請額 1,705 千円	申請額 11,982千円	申請額 3,586 千円
10月上旬：県に交付申請 10月中：県から交付決定後着手	10月上旬：県に交付申請 10月中：県から交付決定後着手	※申請済 県から交付決定後着手

### 3 利用料金

(1) 入所いただいた場合、利用者から徴収するもの（別紙②参照）

基本サービス費＋加算（減算）＋特別診療費＋食費＋居住費＋その他費用（個室料、理容代、洗濯代等）

① 基本サービス費	I 型 介護医療院サービス費 機能強化型A 単位/日					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	個室	714	824	1,060	1,161	1,251
	多床室	825	934	1,171	1,271	1,362
	単位数に 10 円をかけた金額に介護保険負担証による割合を乗じた額が料金					
	※ 介護医療院を利用するための必要な費用は I 型か II 型か形態によって異なる。西伯病院は、介護療養型医療施設（療養機能強化型）に相当する I 型を選択。 ※ I 型は療養機能強化型 A・B の 2 タイプに分かれる。強化型 A のほうが B に比べ、医療処置やターミナルケアを受ける人の割合が大きい。西伯病院は強化型 A を選択					
② 加算（減算）	=調整中= ・職員体制や利用者の身体状況等により加算 ・単位数に 10 円をかけた金額に介護保険負担証による割合を乗じた額が料金					
③ 特別診療費	=調整中= ・該当する利用者のみ算定 ・単位数に 10 円をかけた金額に介護保険負担証による割合を乗じた額が料金					
④ 居住費、食費	=調整中=					
⑤ その他の費用	=調整中= 個室料、日常生活費、特別な食事、理美容代等					

### 4 設置に伴う収益の試算（別紙③のとおり）

### 5 人員配置

I 型介護医療院（併設型小規模）の人員配置基準に従って調整中。

- ・ 医師 ⇒責任者 1 名配置
- ・ 薬剤師（150:1）
- ・ 看護職員（6:1）
- ・ 介護職員（6:1）
- ・ 介護支援専門員（専従）
- ・ リハビリ専門職、栄養士、放射線技師、その他の従事者 ⇒兼務

### 6 介護医療院開所までのスケジュール（おおまかな流れ）

	対外的事項	内部
7 月	○地域医療構想調整会議で説明	
8 月	○ありかた協議会で説明	
9 月	○9 月議会 ・全協で概要説明 ・改修費等補正予算計上	
10 月		○補助金交付申請（病院→県） ○補助金交付決定（県→病院）
11 月		・入札公告、修繕工事等着手 ・入所者への説明開始
12 月	○12 月議会 ○厚生局届出	・改修工事等終了 ・介護支援システム設置

1月	<p>○県（西部総合事務所）に届出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護療養型医療施設の廃止届</li> <li>・介護医療院の新規指定申請書</li> </ul> <p>○県担当者現地確認(施設基準、構造設備等の確認)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程、基本方針、利用契約書、重要事項説明書、掲示物等整備</li> <li>・介護支援システムの操作理解等</li> </ul>
2月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○組織改編による人事異動</li> <li>○パンフレット作製(全戸配布、HPによる周知等)</li> </ul>
3月	<p>○3月議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費計上</li> <li>・設置条例改正案上程</li> </ul> <p>○県医療審議会</p> <p>※単独支援給付金支給事業申請 (助成額 8,208 千円)</p>	
4月	4/1 介護医療院開所	